

有効期限満了日 令和4年3月31日

熊運免第525号

令和2年12月9日

運転免許行政における今後の新型コロナウイルス感染症対策について（通達）

みだしのことについては、これまで「運転免許関係手続等における新型コロナウイルス感染症対策について（通達）」（令和2年6月11日付け熊運免第272号。以下「県通達」という。）等に基づき行ってきたところであるが、今般の新型コロナウイルス感染症に係る情勢等を踏まえ、別添「運転免許行政における今後の新型コロナウイルス感染症対策について」（通達）（令和2年12月7日付け警察庁丁運発第212号ほか。）のとおり対応することとするので、各所属にあってはその内容を確実に把握し、対応に誤りのないようにされたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧県通達及び「有効期間等の末日までに更新できない可能性がある者に対する措置の対象者の拡大について（通達）」（令和2年9月9日付け熊運免第402号）は廃止する。

※ 警察庁通達「運転免許行政における今後の新型コロナウイルス感染症対策について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。